

# 岩見沢市議会基本条例（素案）

## 目次

### 前文

第1章	総則（第1条・第2条）	・・・・・・・・	1
第2章	議会及び議員の活動原則（第3条—第9条）	・・・・・・・・	2
第3章	市民参加及び市民との連携（第10条）	・・・・・・・・	6
第4章	議会と市長等との関係（第11条・第12条）	・・・・・・・・	7
第5章	委員会の活動（第13条・第14条）	・・・・・・・・	8
第6章	議員定数及び報酬等（第15条—第17条）	・・・・・・・・	9
第7章	議会の機能強化（第18条—第23条）	・・・・・・・・	10
第8章	最高規範性及び見直し（第24条・第25条）	・・・・・・・・	12

令和4年10月

岩見沢市議会

前文 (調整中)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制における岩見沢市議会（以下「議会」という）及び岩見沢市議会議員（以下「議員」という）の責務、活動の原則その他の議会に関する基本的な事項を定めることにより、岩見沢市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### 【解説】

本条例は、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とし、議会における基本的な事項を定めるものであることを明文化しています。

#### ●「二元代表制」とは

地方公共団体の執行機関（管理・執行権を有し、担任する事務について、地方公共団体としての意思を自ら決定し、外部に表示することができる機関）としての市長と、議決機関としての議会の議員を、いずれも市民の直接選挙で選ぶことにより、市長と議会それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図ることによって、地方自治の公正・適正かつ円滑な運営を実現しようとする仕組みのことをいいます。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における意思決定機関として、その責務を果たすものとする。  
2 議員は、前項の意思決定機関の構成員として、その責務を果たすものとする。

### 【解説】

議会及び議員としての基本理念について定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会活動の原則)

第3条 議会は、市政における意思決定機関であることを認識し、次に掲げる原則に基づき行動しなければならない。

- (1) 市長等による事務の執行を監視し、けん制し、評価を行うこと。
- (2) 多様な市民の意見を把握し、市政に反映できるよう市民参画の拡充に努めること。
- (3) 意思決定にあたって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通し、合意形成に努めること。
- (4) 公正性及び透明性を確保した議会運営を目指し、市民から信頼される議会を目指すこと。
- (5) この条例の趣旨を踏まえ、議会に関して定められた条例、規則等及び議会内の申し合わせ事項等を継続的に見直すこと。

### 【解説】

議会の活動原則を定めています。

- (1) 市長等の執行機関との対等かつ緊張ある関係を保持しながら市政運営を監視・けん制する役割があることについて定めています。
- (2) 政策や議決事項などの意思決定を行う際に、市民の意思を反映することができるようにするため、市民参画の拡充に努めることを定めています。
- (3) 意思決定にあたって、議員間や市長等と自由かつ達な討議を行い、合意形成に努めることを定めています。
- (4) 公正性及び透明性を確保した議会運営を行い、市民から信頼される議会を目指すことを定めています。
- (5) この条例に定められた事項等と照らし合わせ、関連する条例や規則等について、この条例の趣旨が反映されるよう継続的に見直しを行うことを定めています。

(議員活動の原則)

第4条 議員は、選挙で選ばれた市民全体の代表であることを自覚し、次に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市民がまちづくりの主体であることを認識し、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市全体のまちづくりの視点で市民福祉の向上を目指して活動すること。
- (2) 市政の課題全般について、広く市民の意思を把握し、これを政策形成に反映できるように努めること。
- (3) 議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究、自己研鑽に努めること。
- (4) 議会活動について、積極的に情報の発信を行うとともに説明責任を果たすこと。

**【解説】**

議員の活動原則を定めています。

- (1) 市民がまちづくりの主体であることを認識した上で、一部の市民や地域の代表ではなく、市民全体の代表であることを自覚し、市民福祉の向上を目指し活動することを定めています。
- (2) 議員は、日頃から市政の現状や課題、市民の意見等を把握するように努め、その意見等を政策形成に反映できるよう活動することを定めています。
- (3) 日頃から、調査研究と自己研鑽に励み、議会における審議及び政策立案活動に努めることを定めています。
- (4) 自らの議会活動について、様々な方法を用いて情報を発信し、積極的に市民へ説明することで説明責任を全うすることを定めています。

(議員の政治倫理)

第5条 議員は、市民全体の奉仕者として、政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。

2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、岩見沢市議会議員政治倫理規程（平成27年議会告示第1号）の定めるところによる。

【解説】

議員は、市民全体の奉仕者として、人格の向上に努めるとともに、常に政治倫理意識に徹した議会活動を、良心に従って誠実かつ公正に行うことを定めています。

● 「岩見沢市議会議員政治倫理規程」とは

市民の信託に応えるため、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことを目的とし、議員として遵守すべき事項について定めています。

(議長及び副議長)

第6条 議長は、議会を代表する立場として中立かつ公平な職務を行い、議会の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理する。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「議長」とあるのは「副議長」と読み替えるものとする。

【解説】

1 議長の責務と役割について定めています。議長は議会代表権や議事整理権を有し、公平な議会運営に努める義務があることを定めたものです。

2 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うことを定めたものです。

● 「議長」・「副議長」とは

議長と副議長は、議員の中から選挙で選ばれます。議長は、市議会の代表であり、議場の秩序を保ち、会議を進め、市議会の事務を指揮・監督します。副議長は、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときに、議長に代わってその仕事を行います。

(会 派)

第7条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営、政策形成に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

会派の定義について定めています。

本市議会では議会運営にあたり、会派間で調整を行い、合意形成に努めています。

●「会派」とは

議会において共通する政策、意見、考え方をもち議員の集まりをいいます。

(議会の合意形成)

第8条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の公平で自由な討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすように努めるものとする。

【解説】

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員同士で議論を尽くすために自由な討議を行うことを定めています。本会議及び委員会においても、必要に応じて議員相互間の議論を尽くすように努めることを定めています。

(災害時の議会対応)

第9条 議会は、災害等の緊急の事態が発生したときは、総合的かつ機能的な活動を図ることができるようにするため、危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 議会は、災害復旧に必要な予算を迅速に決定するなど復興に向け積極的に役割を果たすよう努めなければならない。

3 災害時の議会の行動基準等については、別に定める。

【解説】

議会は、災害等の緊急事態が発生した場合においても、災害復旧に必要な予算を迅速に決定するなど、復興に向けて積極的に役割を果たし、災害時の行動基準を定めるなど、議会機能を維持するための体制整備に努めることを定めています。

### 第3章 市民参加及び市民との連携

(市民参加及び市民との連携)

第10条 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報広聴手段を活用し、議会広報の充実を図らなければならない。

2 議会は、市民の意向を議会活動に反映することが出来るよう、広く市民の意見を聴取する機会の確保に努めなければならない。

3 本会議及び委員会は、公開を原則とする。

4 議会は、地方自治法に規定された公聴会制度及び参考人制度を十分活用し、市民の専門的な識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めなければならない。

#### 【解説】

1 ホームページ、SNS等の多様な情報公開手段を活用し、議会広報の充実を図ることを定めています。

2 市民の意見を議会活動に反映することが出来るよう、市民の意見を聴取する機会を確保することを定めています。

3 本会議及び委員会は、公開で行うことを定めています。

4 地方自治法に規定されている公聴会や参考人の制度を活用し、専門的な識見等を吸収し、議会の政策形成に反映させるよう努めることを定めています。

● 地方自治法 第百十五条の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

## 第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等の執行機関と対等で緊張感のある関係を構築し、市長等の事務の執行を監視及びけん制し、評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通して、市政の発展に取り組むものとする。

2 本会議及び委員会における質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一括方式によるほか、一問一答方式で行うことができる。

3 市長等は議員からの質疑及び質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の長の許可を得て、当該議員に対し反問することができる。

### 【解説】

1 議会は、市長等の執行機関と対等で緊張感ある関係を構築しつつ、市政運営を監視及びけん制し、市政の発展に取り組むことを定めています。

2 本会議及び委員会での質問及び質疑の際は、論点や争点を明確にするために、一括方式又は一問一答方式で質問することができることを定めています。

3 市長等は、論点を整理したうえで議論を深めることを目的として、反問することができることを定めています。

#### ● 「質疑」「質問」とは

「質疑」とは、いま議題となっている議案などのわからない点や、詳しく知りたいことについて聞くことをいいます。

「質問」とは、議案とは関係なく、市の行政全般について、現在の状況やこれからの考えを聞くことをいいます。

#### ● 「一括方式」「一問一答方式」とは

「一括方式」とは、一人の議員がまとめて複数の質疑（質問）を行い、それに対して執行機関が答弁し、それを最大3回まで繰り返していく方式をいいます。

「一問一答方式」とは、一人の議員が一つの質疑（質問）を行い、それに対して執行機関が答弁し、それを制限時間内で何回も繰り返していく方式をいいます。

(政策等に対する説明の要求)

第12条 議会は、市長等が政策を提案した場合、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対し必要な情報を明らかにするよう求めることができる。

### 【解説】

市長等が提案する重要な政策に対し、議会において十分に審議するために、必要な情報を提供するよう求めることができることを定めています。



## 第5章 委員会の活動

### (委員会の役割)

第13条 委員会は、本会議における能率的な審議及び表決を行うため、審査機関及び調査機関としての役割を担うものとする。

2 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その専門性及び特性を十分発揮しなければならない。

### 【解説】

委員会は、本会議における審議や表決を行うための調査機関としての役割を担うことを定めています。専門性及び特定を活かして、市政の課題に適切に対応することを定めています。

#### ●「委員会」とは

常任委員会、特別委員会、議会運営委員会の3つがあります。

「常任委員会」… 本市議会には、総務・民生・経済建設の3つの常任委員会があります。議案その他の必要な議決事項を、本会議の中できめ細かく審議することは困難であるため、専門的・能率的に審査する常設機関として設置されています。全議員がいずれかの常任委員会に所属しています。

「特別委員会」… 特定の問題について、議会が特に必要と認めるときに、その都度、特別委員会を設けて調査や審査をすることができます。

「議会運営委員会」… 議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営に関する様々な問題について協議する機関として設けられています。

### (委員会の運営)

第14条 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究するよう努めるものとする。

2 委員会は、審査及び調査に当たっては、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

### 【解説】

委員会は、各所管に属する事務について、積極的に調査・研究を進めることを定めています。審査・調査にあたっては、市民に分かりやすい議論を行うことを定めています。

## 第6章 議員定数及び報酬等

### (議員定数)

第15条 議員定数は、市政の現状及び課題、議会の審議能力並びに市民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、別に条例で定める。

#### 【解説】

議員定数については、岩見沢市議会議員定数条例で定めています。議員定数の見直しにあたっては、市政の現状と課題、将来の予測等を十分に考慮するとともに、議会の審議能力と市民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から検討することを定めています。

### (議員報酬)

第16条 議員報酬等は、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本として、別に条例で定める。

#### 【解説】

議員報酬については、岩見沢市議会議員の議員報酬等に関する条例で定めています。  
また、議員が市議会等を長期間欠席した場合の減額については、岩見沢市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例で定めています。

### (政務活動費)

第17条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政策立案又は議案等の審議及び審査のための調査研究等に資する活動費用として活用し、その用途を収支報告書とともに報告し、透明性を確保しなければならない。

2 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定める。

#### 【解説】

政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、調査研究等に資する活動費用として活用し、その用途を収支報告書と共に報告し、透明性を確保しなければならないことを定めています。

岩見沢市議会では、ホームページ及び市情報公開コーナーで、収支報告書等を公開しています。政務活動費の交付に必要な手続き、用途基準、収支報告などの規定については、岩見沢市議会政務活動費の交付に関する条例で定めています。

## 第7章 議会の機能強化

### (議会改革)

第18条 議会は、社会環境及び経済情勢等の変化を的確に把握し、新たに生ずる市政の課題を適切かつ迅速に対応するため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

#### 【解説】

議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、日頃から継続的に議会改革に取り組むことを定めています。

### (議員研修の充実強化)

第19条 議会は、市政の課題を多角的な視点から捉え、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修及び調査研究の実施状況を、議会広報、ホームページその他の広報活動により公開するものとする。

#### 【解説】

議員の政策立案能力等の向上を目的とした議員研修の実施に努めることを定めています。また、議員研修の実施状況等を市民へ公開することを定めています。

### (調査研究のための機関の設置)

第20条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、調査のための機関を置くことができる。

2 専門的事項に係る調査を行うときは、必要に応じて、学識経験者等を活用するものとする。

#### 【解説】

議会は、議案の審査や事務に関する調査を行うために、特別委員会等、専門の機関を設置し、必要に応じて専門家の知見を活用することができことを定めたものです。

● 地方自治法 第百条の二 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議長は、議会及び議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査活動の充実及び法制能力の強化を図るとともに、議会事務局の組織体制の充実に努めるものとする。

【解説】

議会活動を補助する議会事務局の体制整備について、議長は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うために、組織体制の充実に努めることを定めています。

(議会図書室の充実)

第22条 議会は、議員の調査研究のため必要な図書その他必要な資料を収集し、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。  
2 議会図書室の管理運営について必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

議会図書室は、地方自治法の規定により議員の調査研究のために設置するものとされており、議員の政策立案機能強化のために、議会図書室を適正に管理運営することを定めています。議会図書室の管理運営について必要な事項は、岩見沢市議会図書室条例で定めています。

(予算の確保)

第23条 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、市長に対し、必要な予算を確保するよう求めることができる。

【解説】

議会は、二元代表制のもとで、議事機関としての機能を果たしていくため、市長と協議・調整を行い、必要な予算を確保するよう求めることとしています。

## 第8章 最高規範性及び見直し

### (最高規範性)

第24条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定し、及び改廃してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例及び規則等を遵守し、議会を運営しなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始日以後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。

### 【解説】

この条例が市議会の最高規範であることから、議会に関する条例や規則、要綱等を制定する際は、この条例と整合を図らなければならないことを定めています。

議会や議員は、常に条例に定める理念や原則、これに関連する条例等を遵守し、議会を運営しなければならないことを定めています。

議員がこの条例を十分に理解するために、市議会議員選挙を経た任期開始後に、速やかに議員全員で条例に関する研修会を行うことを定めています。

### (見直し手続き)

第25条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、毎年、議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果により、この条例の改正を含む適切な措置を講じなければならない。

3 議会がこの条例を改正するときは、本会議において、改正の理由及び経緯を詳しく説明しなければならない。

### 【解説】

議会がこの条例の目的が達成されているかどうか、毎年、議会運営委員会において検証することを定めています。

議会運営委員会での検証の結果、見直すべき事項がある場合は、措置を講ずるよう議長に答申することを定めています。

本条例を改正する場合は、理由及び経緯を市民に伝わるよう、詳しく説明しなければならないことを定めています。